

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十一月二十日から適用する。

令和六年十一月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 ダブラフェニブ経口投与及びトラメチニブ経口投与の併用療法 進行固形がん (BRAF遺伝子変異を有するものであって、切除が不能と判断されたものであり、かつ、一歳以上十六歳未満及び体重八キログラム未満の患者に係るものに限る。</p> <p>五〇九 (略)</p>	<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 ダブラフェニブ経口投与及びトラメチニブ経口投与の併用療法 進行固形がん (BRAF遺伝子変異を有するものであって、切除が不能と判断されたものであり、かつ、一歳以上十六歳未満及び体重二十六キログラム未満の患者に係るものに限る。</p> <p>五〇九 (略)</p>